

令和6年度 飯山市国民健康保険事業計画

1 目 的

飯山市国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和6年度における運営の基本方針と主な取組について定めるものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めることにより、医療費の抑制を図る。また、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画）に基づき、令和11年度までに特定健診受診率60%以上、特定保健指導実施率60%以上を目指す。

(2) 普及啓発事業・疾病予防事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防、及び医療費の適正化を図るための普及啓発事業を実施する。

(3) 人間ドック費用の助成

人間ドックに係る費用の一部を助成することにより、受診しやすい環境をつくとともに、疾病の早期発見、健康への意識高揚を図る。また、節目年齢対象者への受診勧奨を行うことにより受診機会の向上に努める。

(4) 財政基盤の安定化の確保

健全な国民健康保険会計を運営するにあたり適切な国民健康保険税率の調査を行い、県の標準的な保険料の算定方式である3方式（所得割・均等割・平等割）に向けて、適正化に必要な事項として資産割の段階的引き下げ・解消を含め検討する。また保健事業の推進による医療費の抑制等経営努力に取り組み、財政の安定化を図る。

(5) 医療費適正化の推進

レセプトの内容点検、資格点検、重複・頻回受診者対策に取り組み、医療費適正化の推進を図る。

(6) 適用適正化の推進

被保険者の適正な適用事務を行うため、資格の的確な把握を行う。

(7) 広報啓発事業の推進

被保険者はもとより、広く市民に対して国保制度・国保財政、医療費の実態、健康づくりなどのための広報活動を推進する。

(8) 実施体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業の実施を図る。

(9) マイナ保険証利用促進

令和6年12月2日から現行の保険証が廃止されるにあたり、マイナ保険証の利用促進を図る。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	<p>生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施するため集団健診、個別健診を実施し被保険者の健康の増進を図る。また、未受診者対策として、通知等による受診勧奨を行う</p> <p>(対 象 者) 40 歳から 74 歳までの被保険者</p> <p>(実施方法) 各地区公民館等を会場とした集団健診（市内 13 会場において延 28 回予定）、医療機関で受診する個別健診（通年個別健診、1 月～2 月実施個別健診）</p> <p>(自己負担) 無料（詳細な健診を本人希望により実施する場合は自己負担あり）</p> <p>(案内方法) 健康カレンダー（健診日程）の全戸配布、広報誌・ホームページ掲載、未受診者への勧奨（ダイレクトメール等）</p> <p>(未受診者対策・継続受診対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診申込をしていない被保険者に受診券、容器等を送付。 ・今年度集団健診の申し込みをしたが、昨年度受けていない隔年受診者へ通知。 ・集団健診未受診者を対象に健診勧奨通知を 10 月に送付し、二次健診の受診を呼びかける。 ・集団健診未受診者を対象に飯水医師会内の個別健診可能な医療機関を紹介し、受診を勧奨する。 ・市民向け健康ポイント事業への参加。 （健康事業に参加等でポイントを取得、満点者へは記念品を贈る） ・通年個別健診の実施機関の拡大
特定保健指導事業	<p>特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された被保険者に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>(対 象 者) 特定健診受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者</p> <p>(実施方法) 市保健師（健康増進係）による指導、北信病院（ドック受診者）、飯山赤十字病院（ドック受診者）に委託</p> <p>(自己負担) なし</p>
普及啓発事業・疾病予防事業	<p>健康に関する正しい知識の普及啓発と健康への意識の高揚を図るための事業を実施する。</p> <p>○ケーブルテレビ番組を通じた啓発事業 健康に関する番組を作成し、ケーブルテレビ（i ネット）で放映することにより、健康に対する意識の高揚を図る。 (実施時期) 通年</p> <p>○糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 医療機関未受診者、糖尿病治療中断者に対する受診勧奨を行う。またハイリスク者に対し保健指導を行い、重症化予防を図る。</p> <p>○有所見者を対象にした健診結果説明会の開催による生活習慣病重症化予防</p>

事業名	内 容
適用適正化の推進	<p>○資格の適正化について</p> <p>① 国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、国保の資格を確認し、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、保険資格の異動手続きを促す。</p> <p>② 国民年金第2号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金等の資格を喪失した者に対して、国保加入の手続きを促す。</p> <p>③ 被保険者資格の的確な把握を行うため、12月～2月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象として調査を行い、適用の適正化に努める。</p> <p>○居所不明被保険者の実態調査について</p> <p>国民健康保険証、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知等の返戻分について、実態調査を行い、その結果を台帳に整理し、実態のつかめない者は市民係に住民登録の職権削除の依頼を行う。</p> <p>○国民健康保険税の適正賦課について</p> <p>税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底する。未申告者に対しては、保険税の軽減措置などが講ぜられないなど、申告の必要性を窓口やホームページ等で周知する。</p>
広報啓発事業の推進	<p>○市広報紙の活用</p> <p>市広報紙に、国保に関する記事を掲載し、国民健康保険制度の周知・徹底を図る。</p> <p>○インターネットの活用</p> <p>市のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。</p> <p>○パンフレット等の配布</p> <p>① 年1回「国保だより」を発行し、国保制度の概要等を印刷して全戸配布する。</p> <p>② 小冊子「国保のしくみ」を発行し、被保険者証の更新時や新規加入手続き時に配布することにより、国保制度に対する周知を図る。</p>
マイナ保険証利用促進	<p>○窓口手続き時の周知</p> <p>国保年金係での各種手続き時にマイナ保険証の利用についての周知を図る。</p> <p>○市広報紙の活用</p> <p>市広報紙に、マイナ保険証の利用に関する記事を掲載し、制度の周知を図る。</p> <p>○インターネットの活用</p> <p>市のホームページでマイナ保険証の概要等の紹介に努める。</p>

4 実施体制

(1) 市民環境課

【国保年金係】

- ① 総合調整・普及啓発
- ② 特定健康診査未受診者対策
- ③ 人間ドック費用の助成
- ④ 医療費適正化の推進

(2) 保健福祉課

【健康増進係】

- ⑤ 特定健康診査、特定保健指導
- ⑥ 普及啓発・疾病予防
- ⑦ 訪問相談

(3) 地域包括支援センター

【介護支援係】

- ① 普及啓発・疾病予防
- ② 高齢者活動支援

(4) 税務課

【市民税係】

- ① 国民健康保険税の賦課

【収税係】

- ① 国民健康保険税の徴収